

国民健康保険のお知らせ

▶問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎**05**1771)

新しい『国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)』(えんじ色)を送付します

『国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)』の有効期限は、7月31日(土)です。

8月1日(日)以降の被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達の手続きをして、必ず被保険者証を受け取ってください。



▲黄色の封筒で届きます

『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は7月31日(土)です

入院や高額な外来診療を受けたとき、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口に表示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。

8月1日(日)以降に限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

対象(国民健康保険に加入している方)

- 70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)、現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)の方
- ※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

手続きに必要なもの

- 被保険者証、マイナンバー(個人番号)の分かる書類、委任状(別世帯の方が申請を行う場合のみ)
- ※令和2年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えを持参してください。
- ※手続きを行った月の1日から有効となります。
- ※7月1日(休)から事前申請を受け付けています(交付は8月1日(日)以降です)。

還付金に関する『詐欺』や『個人情報の詐取』などにご注意ください

自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合、国民健康保険グループからは、郵送でお知らせします。還付金に関する不審な電話には、十分ご注意ください。

65歳以上の方の介護保険料について

▶問い合わせ
高齢・介護グループ(☎**05**5720)

市は、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を、高齢化率やサービス利用状況の変化などを考慮しながら3年ごとに見直しを行っています。令和3年度は『市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上の方(第7~10段階)の所得基準額』を変更しました。

令和3年度(新)		令和2年度(旧)	
保険料段階	対象となる方	保険料段階	対象となる方
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の方	第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上の方	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方

※令和3年度の保険料は、令和2年中の収入や令和3年度の市民税の課税状況から算定し、7月中旬に通知します。